

## 全国健康保険協会管掌健康保険について

政府管掌健康保険（以下、政管健保）は、平成20年10月より全国健康保険協会管掌健康保険（以下、協会けんぽ）に順次変わりました。

### 政管健保が協会けんぽに変更するとどう違うの？

・政管健保は国（社会保険庁）が運営していましたが平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することになりました。社会保険庁の職員は公務員でしたが協会は民間の運営となります。

### 保険料はどうなるの？

・平成20年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政管健保の保険料率（8.2%）が適用されます。

・なお、平成21年9月までに都道府県別の保険料率を設定することになります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が医療費に依って高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなるという問題が起こりやすくなります。年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行にあたり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

### 被保険者証は引き続き使用できます。

・平成20年10月以前から政管健保に加入されている方については順次、新たな被保険者証への切り替えが行なわれますが、切り替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証（※）

は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方に対しては、協会から新たな被保険者証が発行されることとなります。



（※）高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用標準負担減額認定証、特定疾病療養受給者証等も同様です。

## 4月から介護認定制度と介護保険料が変わりました。

### 軽度判定、費用削減、「介護切り」

4月から認定の仕組みが改変されました。これは、介護保険の認定を意図的に引き下げることが目的です。介護保険から出すお金は、要介護度ごとに上限額が決まっています。認定を引き下げれば、上減額を減らすことができます。要介護1から要支援2に引き下げれば、上限額を月16万円から10万円に減らせます。

### 介護保険で利用できるサービスの上限（月額）

介護保険の認定を引き下げることによって、介護費用を減らすこととなります。介護保険の認定のうち、「要介護2、要介護3と認定される者が著しく増加している」ので、要介護2、3の人数を「適正」な数に減らすため、より軽い認定である要介護1以下に引き下げる狙いがあります。

今回の要介護認定制度改定案ではよりよい介護が受けられなくなります。

### 要介護認定の調査で判断基準が変わった項目の例です。

項目	平成21年3月まで →	4月から
移乗・移動	「自分ではまったく出来ない」人は「全介助」	重度の寝たきりで移乗・移動の機会がない人は、「介助されていない」。体位交換など、でん部を動かす行為も、移乗は「全介助」
食事摂取	「中心静脈栄養ですべて介助を受けている」人は「全介助」	「中心静脈栄養のみ」の場合、食物摂取ではないとして「介助されていない」
歯磨き、洗顔	習慣で通常行っていない場合、「対象者の能力を総合的に勘案して判断」	習慣がないので、「介助されていない」
整髪	頭髪がない場合、「対象者の能力を総合的に勘案して判断」	頭髪がない、短髪の場合、「介助されていない」
薬の服用	「のむ時間を忘れてたり、のむ量もわからない」人は、「全介助」	「適切に薬をのめていない」場合でも、「介助されていない」。のむ量の指示などの介助がおこなわれている場合は「一部介助」